

あなたも絶対「自白」する！

冤罪は必ず作られる

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

改築された東京拘置所の面会待合室はテレビも置かれ、売店もあり、順番が来ると大きいディスプレイに表示されるなど、まるで近代的な病院の待合室のようです。

耳をすましていると、「せっかく遠くから来たのに5分もしないうちに打ち切れちゃった」というような会話も聞こえます。

☆☆☆

東京拘置所に収容されているのは主に裁判中の被告人の方たちです。刑が決まるまでは無罪推定の原則から、逃亡や罪証隠滅のおそれがないかぎりには拘禁できないわけですが、日本では軽微な事件であっても「やっていない、冤罪だ」と否認するかぎり警察署（代用監獄と呼ばれます）や拘置所に拘禁され続けることが普通になっています。罪を認めないかぎり釈放しない、ということから、「人質司法」と批判されています。

さらには「接見禁止」という措置も取られます。

そうになると弁護士以外とは誰とも交流できず、孤独の中で不安が煽られます。

そんな中で意に反して虚偽の自白をしてしまうことが多いのです。

「自白」と言っても、実際には、取調べをする検事や警察官が文章を作ってそれにサインをさせているわけです。検事や警察官は職業柄、事件のポイントを押さえて、いつ、どこで、どのように、なぜ、という調書を、もっともらしく作文します。逮捕後の混乱の中で、その意味を理解できぬまま被疑者はそれにサインします。

そして、起訴されれば何と99%の確率で有罪判決が出ます。あの「自白」は強要されたものだ、と言っても裁判では通用しません。取調べた警察官が証人として呼ばれても、「拷問のようなことはしていません」と言えばそれでおしまいです。

☆☆☆

死刑が適用されるような重大事件では、警察も威信をかけて犯人を捕まえようとします。被疑者への取調べはいっそう苛酷なものになります。逮捕された段階から犯人と決めつけているようなマスコミの報道がそれに輪をかけます。「自白」があればなおさらです。そしてその「自白」は、重大事件の場合、死刑・重刑を求めるべく、ことさらに犯行の残虐性を強調するように作られているのです。被害者遺族にとってもそれは不幸なことではないでしょうか。